

## 随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	昭和通り銀座歩道橋エスカレーター計画補修工事
2 施 工 場 所	中央区銀座七丁目13番先～銀座八丁目14番先
3 対 象 業 種	電気工事
4 工 事 概 要	1. 第1・第2手摺駆動装置一式取替（P2号機） 1.0式 2. ステップリンク及び駆動ローラ取替（P4号機） 1.0式 3. 減速機 ドライブチェーン取替（P2・P4号機） 1.0式 4. 減速機 駆動機ギヤオイル取替（P2・P4号機） 1.0式 5. 減速機 モーターVベルト取替（P2・P4号機） 1.0式 6. レールジョイント・クリップガイド取替（P2・P4号機） 1.0式 7. ターンマチックレール取替（P2・P4号機） 1.0式 8. 手摺帰路側レール（上曲部）取替（P2・P4号機） 1.0式 9. 手摺帰路側レール（下曲部）取替（P2・P4号機） 1.0式
5 工 期	令和6年12月20日まで
6 契 約 金 額	16,406,500円（税込）
7 契 約 締 結 日	令和6年7月23日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 取締役常務執行役員支社長 宇和川 慎一
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	本工事は、エスカレーターの利用者の安全確保を図るため、エスカレーター関連機器等の補修を行うものである。エスカレーターは製造メーカーによって制御、仕様が異なり、独自の部品等によって構成され、製造されていることから、その補修においても構造や機能を熟知している必要がある。 上記業者とは令和6年度契約番号第587号にて保守・点検委託契約を締結しており、効率的な作業と一元化した責任の明確化を図ることが期待される。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号